

# 農業委員会総会議事録

## 農業委員会臨時総会

1. 開会日時 平成26年9月3日（水）午前10時00分
2. 閉会日時 平成26年9月3日（水）午前11時00分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室4

### 4. 出席者

委員（全16人中16人出席）

出席者	1番 柴田勝美	9番 河村初男
	2番 林 勝己	10番 河村秋雄
	3番 岡島長利	11番 坪井 茂
	4番 石黒隆夫	12番 尾野康雄
	5番 安藤修一	13番 安藤茂市
	6番 稲垣信義	14番 坪井弘美
	7番 坪井邦夫	15番 河村活敏
	8番 丹羽明生	16番 安藤丁士

欠席者 なし

事務局 3名

事務局長	蟹江 建設課長
事務局員	中川 係長
	霜越 主事

### 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更につ

いて

## 6. 配布資料

- ①別紙資料 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針変更について

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今より平成26年度豊山町農業委員会臨時総会を開催いたします。それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

### 【あいさつ】

安藤会長

皆様おはようございます。本日は午前午後に渡って、農業委員会の仕事を一日やっただくこととなります。本日の議題は非常に難問ですので、豊山町の将来を見据えて前に進めていきたいと思えます。それではどうぞよろしく申し上げます。

### 【議事録署名者指名】

議事録署名委員ですが、今回は5番の安藤修一委員と6番の稲垣信義委員よろしく申し上げます。

本日は全員出席ですので、本総会は成立しております。それでは只今から総会を開催します。

ここで何かご発言ありましたらどうぞ。

A委員

今までこの件についてやってこられ、たたき台ができていますと思

いますが、私は一年目の農業委員ですので、今までのいきさつ等がわかりません。今までのいきさつや議事録を見たいのですが、ホームページで見ることができません。今までの経過を知りたいのですが、説明していただけますか。

#### 事務局長

基本構想については平成24年2月16日の農業委員会で検討がされています。元々どういうものかと言いますと、農業経営基盤促進法という法律がありまして、その中で都道府県と市町村は農業経営の基盤に関する基本構想を作るということになっています。愛知県も作りますが、豊山町も作らなければなりません。

議事録につきましては、ホームページ上にもありますが、ここに写しも持っています。ですので、どのようなことかということをお話させていただきます。

事務局から基本構想に関するものを配らせていただいております。これは本日ではなく、事前に配っているものです。今回と同じように意見を下さいということでやっています。特に基本構想に関しまして、ご質問等はなく、他の市町の事例等を紹介していただいています。農地の関係や耕作者の関係、背景が全く違うものも紹介させていただきました。当時の事務局員が豊山町の実情をよく考えて皆様のご意見といったところ異論はなく、国や県の法律、方針等に沿って標準的なモデルを示し、全員の賛成をいただいで決定しています。大まかな経緯は以上の通りになります。

#### 安藤会長

ただいま事務局から本件の過去の経緯や成り立ちについての説明がありました。基本的には国の方針並びに県の方針、町の方針でいろいろな討議がなされました。そして我々がいただいている新旧対照表の旧の方が平成24年の2月の農業委員会で可決され、その後随時県の方へ回答し、それを県がまた国の方へ報告しているというように段階的な形が取られているというご説明だったと思います。

## B 委員

平成24年で検討されて、今日まで来たということですが、平成25年から今日まで課題等の記載のある事項について全てうまくいっているという評価でいいですか。

## 事務局長

それは、決めた内容というものが将来的な農業の経営を見越した基幹経営体といったものを地域の中で発展的に作っていきましょう。そうすれば農業所得が経営企業体として1,400万円くらい、個人の方で800万円くらいというものを目指しますという基本方針です。それなので実際のところの豊山町の認定農業者の方はいらっしゃいません。今のところ皆様が認識している農業の実態というのは変わっていないと思います。ただ今回の改正により、青年就農者についての項目が追加されます。青年就農者というのは新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営について、愛知県や国、市町村が就農していただけるように経営地盤を構想するというものです。新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営とは何かというと、独立して就農できる概ね40歳くらいの方で今回示したようなモデルの内容をやっていただき年間2,000時間くらい働くと農業所得が250万円くらいになりますという国や県の示しているモデルです。町は特に特別な地場産業等や農作物がありませんのでそちらのほうをつかって想定をしているということです。状況としては前に作ったときと変わってはいないです。ただ今回青年就農の件が入ってきたので皆様に検討していただきたいということです。

## B 委員

平成24年から現在までで基本構想を定めて良かったと思う点があれば教えてください。

## 事務局長

基本構想というものを我々が決めるのですが、ある事業をやった

いというような流れになった時にそれを受け入れる経営地盤、構想というものが必要なので今回作っています。作った後に認定農業者になる規模のように農業経営をする経営団体はいなく、また新しく就農したいという人もいません。そのため作ってはいますが評価はできません。ただ、新しく農業をする、農業経営を認定農業者としてやっていきたいという方が出てきた時に備え、その規模は決めておかなければなりません。その規模として今基本構想で言っている農業所得が家族経営で800万円くらい、個人で青年就農をする方は250万円くらいのモデルを示しています。こういうことをすればある程度の農業所得を得られるのでいかがでしょうかというところとを考えていただくといいかと思います。

#### B 委員

端的に、今経営ということを言われましたが、それが良くなったという部分があったかどうかを知りたいです。

#### 事務局長

新しく認定農業者になられた方もいませんし、新規就農者もいないので現状のままです。

#### C 委員

構想の達成の可否として、例えば農業委員会としてこの構想を出した後で農業委員会がどこまで検討すべきなのか。認定農業者や新規就農者が3年経っても5年経っても目標値を達成できず仮に0だとしても、それでいいようなものなのか、町としてある程度遵守していかなければいけないというようなものなのか。もしこの内容を精査していこうと思うと、これだけで月1回農業委員会とは別に話し合わなければなくなるのではないですか。

#### 事務局長

構想の位置付けについて説明します。その前に現在の豊山町の農

地についてお話しします。経営耕作地が44ヘクタールほどあります。そのうち89%くらいの39ヘクタールが水田です。概ね9%の4ヘクタールほどが畑です。総農家数が243戸ありましてそのうち販売農家は80戸あります。残りが自給農家とされている、自分達で作物を消費する農家です。それを踏まえてお答えしますが、基本構想というのは、これを課題として与えられているわけではなく、こういう方向で進みたいという構想になります。実際は基幹経営体として企業的な方たちや個人でやりたい方が出てきた時のために作っています。豊山町の農家の皆様が自分たちの農家の在り方として今のままいいという方は今のままです。現在農地を集めてどこか企業に貸す等ということは積極的にはありません。ただ世の中の流れとして農地をある程度集め、今言ったような認定農家だとか経営したい企業の方たちへ貸したりしたほうが、農地の活用が良いのではないかというようにシフトしています。それなのでそういったことが豊山町で絶対に起きないとは言えませんので、今のうちにこのような基本構想を定めておくというレベルだとお考えください。

#### A 委員

今回は平成24年に作成されたものに一部新たなものを付け加えるだけで1から作り直すということはないということでしょうか。

#### 事務局長

既に平成24年2月16日の農業委員会でベースとなる基本構想のご承認をいただいていますので今回は追加された青年就農等の分についてご意見いただければと思います。元々書いてある内容というのは愛知県が標準としているものを持っていますので、軸的には大きな間違いはないと思います。

#### B 委員

新しく導入されたことでもう一つだけ聞きたいことがあります。豊山町の耕地面積が39ヘクタールだと思いますが、平成24年か

ら今まで同じような推移できていますか。

事務局長

最新のデータでは1ヘクタールくらい減っています。

B委員

愛知県に合ったモデルというのはわかるのですが、豊山町に合ったモデルがあってもいいのではないかと思います。

事務局長

愛知県では標準モデルのようなものが計算されており、水稻だけだと40ヘクタールくらいやらないと800万円になりません。しかし、40ヘクタールやるとなると豊山町では農業をやる人間が1人になってしまいます。それは少し置いておいていただいて、野菜はハウレンソウと書いてありますが、なぜハウレンソウかといいますと、愛知県農業生産振興方針という、このように作れば商売になりますというものを示しています。愛知県が野菜値計算値というものを定めています、その中で一宮市、清須市、稲沢市、北名古屋市がハウレンソウと定めています。これについて調べてみたところ、北名古屋市では一昨年3ヘクタールで31トンのハウレンソウが採れています。豊山町は特定の作物がありませんので、愛知県の基本構想のようなモデルに合わせるのが一番良いのではないかと思います。もし豊山町で、ある特定の作物があればいいですが、新規営農される方が施設イチゴやトマトをやりたくないということもあるかもしれません。あくまで町としては流通その他バックボーンがあるモデルを示しています。

D委員

このように議論していても皆様ついていけないと思うので、過去は過去として何をやるかということをお願いできないとわからないと思います。それと、これは農業委員会がこれからどうする

ということではなくて、現在豊山町がおかれている農業の状況の中で耕作放棄地というものが根底にあります。そのような土地を農業をやりたいという人にやってもらうという形にしたいのだと思います。

今まで小規模でやられていた人はそのまま続ければいいが、意欲的にやられる人は農地を集約するほうが豊山町の中でも農業を上手くできるのではないかと思います。そのため農業委員会がどうするのかという議論ではありません。

安藤会長

事務局からできるだけ簡潔に説明をお願いします。

E 委員

一つよろしいですか。スケジュールに豊山町農業委員会から意見聴取とありますが、これは出さなければならないということですか。

事務局長

原案で直す部分があればそれを直して出すという意味です。そのまま良いのであればそれでよいということです。

安藤会長

通しの説明をしてもらおうと思うので、どうしてもその前に発言したいというのであればお願いします。

F 委員

この原案を見ますと、豊山町としてはこのような受け皿があります。しかし、現在やろうという人はいないという解釈で良いのではないですか。豊山町として何かを募集するとかそういうことではないですね。



事務局長

そうです。

安藤会長

概要だけ説明をお願いします。

事務局員

改めてもう一度説明させていただきます。この構想の位置づけと目的ですが、概ね10年先に向けた農業の在り方に関して定めたものです。農業経営基盤第6条に基づく計画です。効率的且つ安定的な農業経営体を育成して、これらが本町で農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目的としています。またこの効果につきまして、認定農業者の認定や3条の許可によらない簡易な手続きで農地の取得が可能となっております。そのため農業経営の改善に向けて計画的に努力する意欲のある農業者が、これらの制度を利用できるよう環境整備を行い、今後、発生が危惧される遊休農地や耕作放棄地の受け皿となる制度を構築するために策定するものです。

今回の変更点ですが、まず新旧対照表で2ページ目に新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間所得と労働時間の目標が書かれています。また3ページ目になりますが、新規就農者の確保目標数が追加されています。愛知県が目標数が260人で本町が年間1人を目標としているということが書かれています。5ページにはその具体的な指標が追加されています。また、農地中間管理機構についても追加されていますが、こちらは農振地域が対象とされていますので豊山町としてはあまり関係ないこととなっております。

今回の変更の中で最も重要なところは赤で書いてあります。新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標を今回の構想に定めたということです。先ほども事務局長から説明がありましたが、青年の目標が250万円くらいで経営モデルが5ページに書かれています。それに対して何をするのかということですが、それは15から17ページに追加をさせていただきます。農業委員会とし

て何をやるかと皆様方は言われていますが、あくまで指針として出しており具体的な動きというのはまだありません。今回の構想の見直しは青年等の農業経営の目標が1番ですのでご理解いただきたいと思えます。

#### 安藤会長

色々説明をしていただきましたが、この基本的な構想というのは事務局の方で県と事前調整をした結果こういう方向でいくと決めたものです。これを策定したのが平成24年2月です。今回この赤字で書いた部分がより一層将来に渡っていいアイデアだと思っています。これは全てすぐに実行可能かと言いますと非常に微妙なことだとは思えます。豊山町としては、若き経営者が出てきましたら、こういう方向でその人を育成し独立して経営が成り立つように応援していきましようというように理解していくと良いのではないかと思います。これを読んでいきますと、農業委員や農協がかなりサポート役になります。農業委員は特に3年で交代ですので余計に新しい年になると、変わってきます。農協さんは例年続いているから大変ご苦労しています。お互いにその立場を重んじて新しい人が出てくるような形で豊山町の農業に対する基本構想をまとめておかなければならないと私は理解しています。

それでは以上のことを踏まえて、質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

#### E 委員

豊山町の10年先は町としてどのような考えをお持ちでしょうか。

#### 事務局長

基本構想のようには思っておりますが、市街化農地を皆様転用されるということもありますので今のレベルで農地は減っていくと思えます。その一方で豊山町に耕作放棄地はないです。それぞれの経営者の方々が適正に経営をされています。新しい方が出てきてほ

しいとは思っております。

#### B 委員

農地法 3 条によらないということがありますが、農業委員というのは農地法を守らなければならないと思いますがそれはどう解釈したらよいですか。

#### 事務局長

農地法 3 条というのは、皆様新規営農されますと下限面積というものがあります。それによりませんということですか、新しく農地をお持ちになるということですので権利関係は 18 条が現農地法では制約があります。そういったところを認定農業者になっていただいて新規就農していただくと自分の農地ではないですが、何年間のうちに自分の土地にして下さいというようなことで、農地の集積ですとかそういったことが進むように大きな世界であると認識していただきますようお願いいたします。

#### D 委員

前は手続きをやって貸し借りをしていたのですが、基本的にはそうでなくて当事者同士の話し合いでそのようなことができるということですか。

#### 安藤会長

土地の貸し手と借り手、昔は小作料に基づいて手続きがあったのですが、今はそのような煩わしい手続きを避けて 3 条及び 18 条を包括的にするという事です。法律は変化をしておりますので、大変だと思いますが昔どおりで解釈しないほうがいいのではないかと考えています。

#### 事務局員

この構想に沿えば 3 条許可によらない利用権設定になっていくわ

けです。全く沿わなければそれはできません。

#### B 委員

認定農業者の位置付けはもうないということですか。

#### 事務局長

認定農業者には、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画というものを作っていただきます。それは5年間黒字になるような経営方針です。それで市町村の認定を経まして認定農業者になります。経営面積の目安というのがありまして4 ha以上です。

#### 安藤会長

今まで豊山町で認定農業者がいなかったというのは、経営基盤が微弱であるということだと思います。例えば空港全体を1人で耕作すると認定農業者になれると思います。今後も認定農業者はなかなか出づらいたと思いますが、なんとか1人でも出てきていただけるよう思っています。

#### F 委員

豊山町にはこのような受け皿がありますという結論でよろしいんではないでしょうか。

#### A 委員

繋がりもあるでしょうし、これで出せばいいと思います。

#### 安藤会長

良い方向へ導いていただきましたので終わりたいと思います。それでは、議案第1号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案について、賛成の方は挙手をお願いします。

『全員挙手』

安藤会長

全員賛成です。それでは農業委員会としてはこれを原案通り可決しました。

【閉会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会臨時総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

( 1 1 時終了)

## 8. その他

事務局から以下のとおり事務連絡。

( 1 ) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成 2 6 年 9 月 2 5 日 ( 木 ) 午前 9 時 3 0 分開始

場所：役場 2 階 会議室 1

資料：9 月 1 1 日頃郵送予定。

( 2 ) 平成 2 6 年度農業委員・職員等研修会時間確認

日時：平成 2 6 年 9 月 3 日 ( 水 ) 午後 1 時 3 0 分から

場所：名古屋文理大学文化フォーラム ( 稲沢市民会館 )

集合：スカイプール駐車場に午後 1 2 時 4 5 分集合・出発

( 3 ) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。